

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第28回



株式会社 飯島綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 地域団体商標制度について教えてください。

A

地域の名産・名物をブランド化して、街おこしに活かしているという活動があります。

従来は、せっかく作った「地域ブランド」でも評判が良ければすぐ真似されてしまったり、かなり似通った名称で誤解を招いたり、なかなか厄介な問題がありました。さらに従来の「地名+商品(役務)」の文字商標は、全国的著名性を獲得しなければ商標登録はできず、現実的には時間も費用もかかり、なかなか簡単にはいきませんでした。その間、紛らわしい便乗使用を排除することができず、多くの不利益を容認することとなってしまったのです。

それを「何らかの形で、より簡単に法的に保護されれば……」との思いが叶って、地域ブランドを適切に保護する視点から商標法が改正され、今年の4月より「地域団体商標制度」が新設されました。

この改正により、「地名入り文字商標」について、商工会、事業協同組合や農業協同組合など

によって使用された結果、全国的に著名ではなくとも複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、「地域団体商標」として商標登録を受けることが可能となりました。

この商標登録を受けるためには、当然いくつかの要件をクリアしなければなりません。たとえば、団体申請が条件ゆえ、その団体の適格性、地名と商品(役務)の密接な関連性、現実の使用による一定範囲の周知性、他の類似の周知商標が存在しないことなど、所定の登録要件を満たす必要があるので注意してください。

現時点で登録申請件数、約550件ぐらいと聞きました。〇〇温泉、元祖△△焼き、☆☆牛……まさに地域に根付いた名称であったり、特産品や名産・名物など、自慢の種が続々と申請されているようです。一度登録してしまえば、同じ名称や紛らわしい表現が出来なくなるわけだから、早い話が「早いもの順」。ちょっとした違いで、大きなチャンスを失ってしまうかもしれません。各地の街づくり推進担当の方々には早急な対応が必要でしょう。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>